

平成 30 年 3 月 15 日
国 土 交 通 省

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについての
一部改正案について

・ 標記について、高速道路の SA・PA 等を活用した高速乗合バスの中継輸送を促進するため、管理の受委託に係る制度の明確化を図るため、「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱いについて一部改正することとした。
併せて、その他所要の改正を行うこととした。

【改正の概要】

1. 受託営業所について

これまで、乗合バス委託型管理の受委託で委託者の保有車両を使用する場合、受託事業者は委託事業者営業所に受託営業所を併設し運行管理及び整備管理を実施することとしていたが、一の系統の一部を受委託する場合には、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置できることを明確化する。

併せて、一の系統の一部を受委託する場合には、委託者の営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局（沖縄総合事務局にあっては陸運事務所。）に提出を求めることがある。

また、一の系統の一部を受委託する場合であって、受託者が自ら行う営業所と同一敷地内に受託営業所を設置することとする場合は、受託者が自ら行う運行管理者及び整備管理者は、受委託事業の運行管理者及び整備管理者を兼務できることを明確化する。また、運行管理者の選任数については、受委託事業のために使用する事業用自動車と受託者が自ら行う営業所が運行を管理する事業用自動車の合計数に応じることを明確化する。

2. その他

所要の改正を行う。

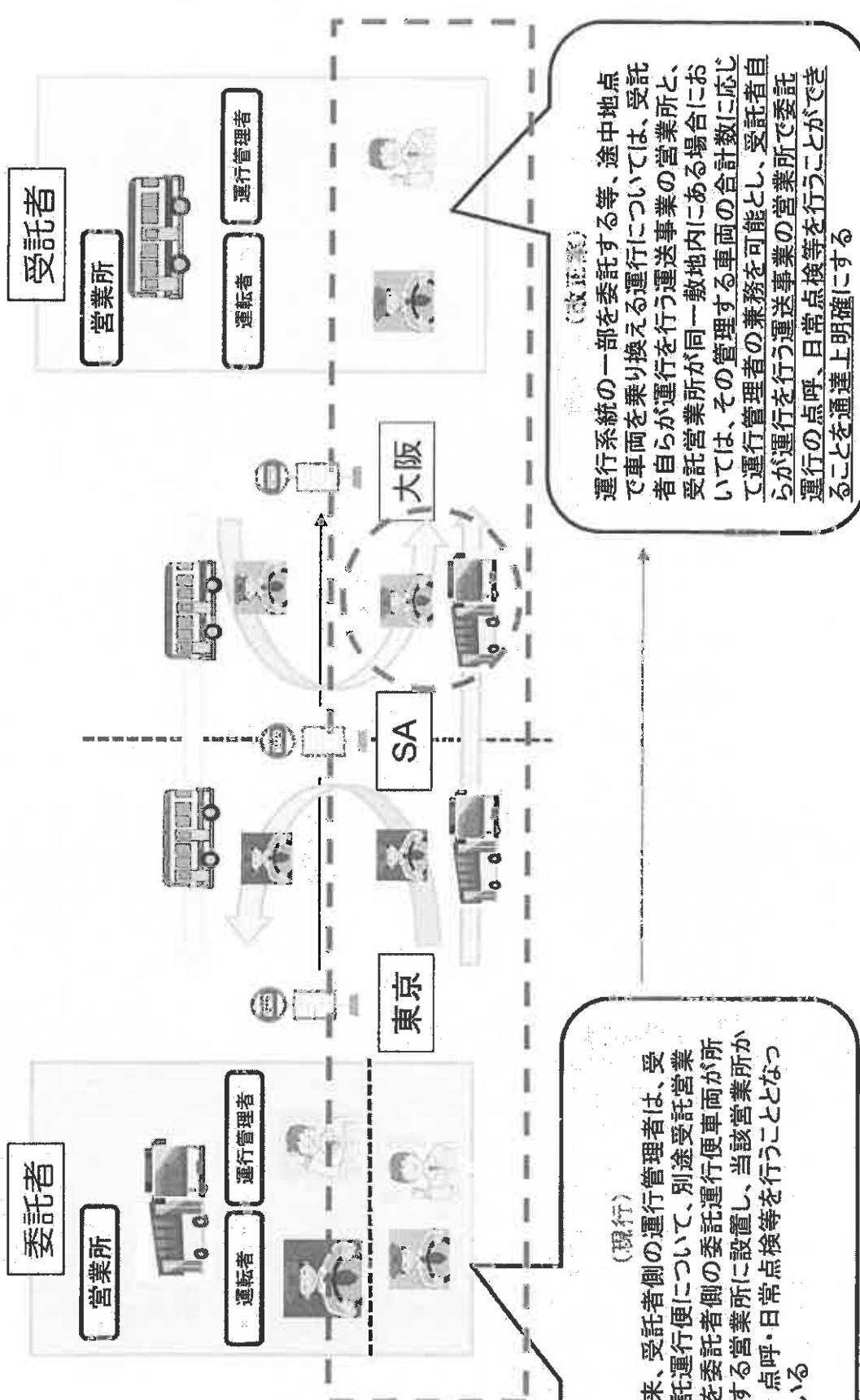
【改正スケジュール】

平成 30 年 3 月中



【高速乗合バス】乗合バス委託型管理の受委託

一部委託
委託者車両使用



○「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について（平成24年11月30日国自安第102号、国自旅第322号、国自整第147号）
の一部改正に係る新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正	後	現	行
			<p>国自安第102号 国自旅第322号 国自整第147号 平成24年11月30日 一部改正 平成24年12月19日 一部改正 平成25年10月1日 一部改正 平成26年9月23日 <u>一部改正 平成30年月日</u></p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長</p> <p>各地方運輸局自動車交通部長 殿 関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿 各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p>自動車局安全政策課長 自動車局旅客課長 自動車局整備課長</p>

「高速乗合バスの管理の受委託について」の細部取扱について

先般、「高速乗合バスの管理の受委託について」（平成24年7月31日付け国自安第55号、国自旅第236号、国自整第78号）を遅延したところであるが、その細部取扱を下記のとおり定めたので留意されたい。

なお、項目番号及び項目名は同遅延のそれらによる。
また、本件については、公益社団法人日本バス協議会長及び高速ツアーバス連絡協議会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. ~ (略)
10. 申請手続き等
(1) (新設)
- ①一の系統の一部を受委託した場合で、受託者が自ら行う一輪乗合旅客自動車運送事業の営業所上同一敷地内に受託営業所を設置するときは、受託者の営業所を管轄する運輸支局（沖縄総合事務局にあつては陸運事務所。）に提出を求めることとする。
11. ~ (略)
12. (略)
- 附 則 (略)
【別紙1】
1. ~2. (略)

3. 受託内容

(2)

・運行管理者及び整備管理者の選任予定者名及び当該選任予定者の運行管理者資格者証及び整備管理者の資格要件を記する書面の写し、委託者及び受託者の運行管理規程及び整備管理規程の添付を求めることとする。

・受託者は、委託者の事業を適確に遂行できるよう、委託者の運行管理規程及び整備管理規程と同等程度の内容のものを委託者に確認した上で制定し、委託者がその内容を確認したことと書類の添付を求めることがある。これを変更しようとすると、それを変更しようとします。

・運行管理者及び整備管理者の選任届出にあたっては、管理の受委託に係る選任であることを届出書に明記せざるものとする。

・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させるものとする。

・一の系統の一館を受託した場合で、受託者が自ら行う一館乗合旅客自動車運送事業の営業所と同一施設内に受託営業所を設置するときは、受託者が自ら行う一館乗合旅客運送事業の運行管理者及び整備管理者は、受託事業の運行管理者及び整備管理者をそれぞれ兼務することができるることとする。運行管理者の選任時に使用する事業用自動車と受託者が自ら行う一館乗合旅客自動車運送事業の営業所が運行を管理する事業用自動車の台数に応じることとする。

・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させることとする。

(3) (略)

5. ~8. (略)

【別紙2】

1. ~8. (略)

9. 受託に基づき使用する事業用自動車

(1)

・受託に係る運行に使用する事業用自動車については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」(平成18年国土交通省令第111号)第43条又は附則第3条に基づく基準の適用除外の認定を受ける必要があるが、認定申請は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第4-1において、「基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。」との規定により、委託者が行うものとする。この場合、申請先は受託営業所を管轄する運輸局長となる。

・受託者から委託者に対する指定自動車の報告書及び移動円滑化基準の適用除外認定書の添付を求めることがある。

・一館乗合旅客自動車運送事業(高速乗合バス事業)の用に供する事業用自動車と一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車との車両基準上の違いは別添1「乗合バス車両と貸切バス車両の基準上の違い」のとおり。

10. ~11. (略)

【別紙3】 (略)

【別紙4】 (略)

3. 受託内容

(2)

・運行管理者及び整備管理者の選任予定者名及び当該選任予定者の運行管理者資格者証及び整備管理者の資格要件を記する書面の写し、委託者及び受託者の運行管理規程及び整備管理規程の添付を求めることがある。

・受託者は、委託者の事業を適確に遂行できるよう、委託者の運行管理規程及び整備管理規程と同等程度の内容のものを委託者に確認した上で制定し、委託者がその内容を確認したことと書類の添付を求めることがある。これを変更しようとすると、それを変更しようとします。

・運行管理者及び整備管理者の選任届出にあたっては、管理の受委託に係る選任であることを届出書に明記せざるものとする。

・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させるものとする。

・一の系統の一館を受託した場合で、受託者が自ら行う一館乗合旅客自動車運送事業の営業所と同一施設内に受託営業所を設置するときは、受託者が自ら行う一館乗合旅客運送事業の運行管理者及び整備管理者は、受託事業の運行管理者及び整備管理者をそれぞれ兼務することができるることとする。運行管理者の選任時に使用する事業用自動車と受託者が自ら行う一館乗合旅客自動車運送事業の営業所が運行を管理する事業用自動車の台数に応じることとする。

・運行管理者の特別講習の通知は、委託者に対して行い、委託者の責任で受講させることとする。

(3) (略)

5. ~8. (略)

【別紙2】

1. ~8. (略)

9. 受託に基づき使用する事業用自動車

(1)

・受託に係る運行に使用する事業用自動車については、「移動円滑化のために必要な旅客施設及び車両等の構造及び設備に関する基準」(平成18年国土交通省令第111号)第43条又は附則第3条に基づく基準の適用除外の認定を受ける必要があるが、認定申請は、「移動円滑化基準適用除外自動車の認定要領」第4-1において、「基準適用除外の認定を受けようとする自動車を事業の用に供する一般乗合旅客自動車運送事業者が行うものとする。」との規定により、委託者が行うものとする。この場合、申請先は受託営業所を管轄する運輸局長となる。

・受託者から委託者に対する指定自動車の報告書及び移動円滑化基準の適用除外認定書の添付を求めることがある。

・一館乗合旅客自動車運送事業(高速乗合バス事業)の用に供する事業用自動車と一般貸切旅客自動車運送事業の用に供する事業用自動車との車両基準上の違いは別添1「乗合バス車両と貸切バス車両の基準上の違い」のとおり。

10. ~11. (略)

【別紙3】 (略)

【別紙4】 (略)

附 則(平成24年12月19日 国自安第122号、国自旅第372号、国自整第172号)

本取扱要領は、平成24年12月19日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則(平成25年10月1日 国自安第162号、国自旅第242号、国自整第181号)

本取扱要領は、平成25年10月1日以降に許可するものから適用するものとする。

附 則(平成28年9月23日 国自安第76号、国自旅第93号、国自整第101号)

本取扱要領は、平成28年9月23日以降に受け付ける申請(12の規定にあつては、平成28年9月23日以降に許可するもの)から適用するものとする。

附 則(平成30年 月 日 国自安第 号、国自旅第 号、国自整第 号)
本取扱要領は、平成30年 月 日以降に許可するものから適用するものとする。